

令和7年度

## 財政援助団体等監査結果報告書

(サン・アビリティーズうらそえ指定管理者

一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会)

(所管課 障がい福祉課)

浦添市監査委員

# 目 次

第1	監査の対象	.....	1
第2	監査の期間	.....	1
第3	監査の方法	.....	1
第4	監査を実施した監査委員	.....	1
第5	監査の結果	.....	1
第6	指摘事項等		
	指摘事項等の内容別件数	.....	2
1	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会		
	(1) 是正事項	.....	2
	(2) 注意事項	.....	2
2	障がい福祉課		
	(1) 注意事項	.....	3
第7	むすび	.....	4

## 第1 監査の対象

### 1 対象範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された指定管理者管理委託料に係る事務等

### 2 対象者

- (1) サン・アビリティーズうらそえ指定管理者  
一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会
- (2) 所管課 障がい福祉課

## 第2 監査の期間

令和7年9月19日から同年12月3日まで

## 第3 監査の方法

今回の監査は、提出された監査調書、指定管理委託関係資料、決算書、諸帳簿及び証ひょう類等を基に、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

## 第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象者	監査委員
令和7年12月3日(水)	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会  所管課 障がい福祉課	宮 島 達 彦  金 城 大 輔

## 第5 監査の結果

監査の結果については、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

## 第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

対象者	区分(※備考)	指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会		—	1	13	14
障がい福祉課		—	—	4	4
合計		—	1	17	18

備考 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

- ・指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの
- ・是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの
- ・注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

### 1 一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会

#### (1) 是正事項

施設利用について

施設利用料金の算定を誤り、過大に徴収しているもの

#### (2) 注意事項

##### ① 施設利用について

ア 利用許可申請書について、条例施行規則に定められた様式と相違する様式を用いているもの

イ 施設利用料金の徴収時期が条例の規定と相違しているもの

ウ 予算管理の帳簿に記載された金額が料金徴収の根拠資料に記載された金額と相違しているもの

##### ② 支出の計上科目について

ア 同一の経費にかかる支出計上科目が統一されていないもの

イ 職員給与として支払うべき経費を業務委託料に計上しているもの

##### ③ 決算書について

資金収支決算書の法定福利費の金額に誤りがあるもの

④ 支出について

- ア 住民税について、その職員の給与を支出する事業とは相違する事業から預り金として支出しているもの
- イ 支払いの根拠となる請求書等の添付がないもの
- ウ 謝礼金の支払いについて、所得税が源泉徴収されてないもの
- エ 委任状がないにもかかわらず、複数の相手方に対する謝礼金の支払いを代表者に一括して支払っているもの
- オ 他事業の業務分にかかる時間外手当を当該事業分より支出しているもの

⑤ 備品管理について

- ア 備品管理における登録または抹消等の手続きが適切に行われていないもの
- イ 基本協定書において区分されている管理備品の種別について適切に分類されていないもの

## 2 障がい福祉課

### (1) 注意事項

① 基本協定書等について

- ア 「指定管理者制度運用の指針」等では、モニタリングに関することは募集要項、協定書等に具体的に規定するとされているが、その記載がないもの
- イ 「指定管理者制度運用の指針」で示された基本協定の内容のうち、「施設の運用方針及び業績目標の設定に関する事項」の記載がないもの

② モニタリングについて

「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル」では、「施設所管課は、市の総合評価の結果をホームページで公表する。」とされているが、公表していないもの

③ 備品管理について

基本協定書では、管理備品の種別が定められているが、備品台帳にその記載がなく、管理が適切に行われていないもの

## 第7 むすび

サン・アビリティーズうらそえは、スポーツや文化活動を通じ、障がい者の機能回復・健康増進に加え、教養文化の向上及びスポーツ・レクリエーションの場として市内外を問わず、障がい者の方々の様々な活動を支える施設となっている。

今回の監査において、指定管理者が徴収している施設利用料金については、算定誤りが生じている。条例に基づき、施設利用料金等の取り扱いには十分留意するよう努められたい。

障がい福祉課においては、指定管理者が窓口業務や日報等の業務の簡素化、効率化が行えるよう、指定管理者の意見も取り入れ、例規等の改正を含め、ミスの予防につながる業務改善に向け検討されたい。

障がい福祉課と指定管理者は、さらなる調整を図りながら、今後ともサン・アビリティーズうらそえの健全運営に努められたい。